

# 合理的配慮提供時における合意形成についての検討

倉 林 正<sup>1)</sup>・霜 田 浩 信<sup>2)</sup>・丹 野 哲 也<sup>3)</sup>

1) 前橋市立城東小学校

2) 群馬大学教育学部障害児教育講座

3) 文部科学省初等中等局

## Consideration on Consensus-building at the time of providing Reasonable accommodation

Tadashi KURABAYASHI<sup>1)</sup>, Hironobu SHIMODA<sup>2)</sup>, Tetsuya TANNO<sup>3)</sup>

1) Maebashi City Joto Elementary School

2) Department of Special Education, Faculty of Education, Gunma University

3) Elementary secondary stations, Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology

キーワード：障害者差別解消法、合理的配慮、合意形成、特別支援学級

Keywords : Act for Eliminating of Discrimination Against Persons with Disabilities, Reasonable accommodation, Consensus-building, special support class

(2017年8月31日受理)

障害者差別解消法が施行され、学校においても合理的配慮の提供が義務付けられた。本研究は、特別支援学級在籍児童の2名が学年行事である林間学校に参加した本事例において、提供した合理的配慮とその合意形成の過程についてまとめ、さらに、その過程を既存のモデルと比較検討した。

本事例における合意形成過程は、保護者からの要望→設置者への相談→校内委員会での検討→プロジェクトチームでの検討→保護者との面談、実態把握→保護者との面談→プロジェクトチームによる再検討というものであった。合理的配慮提供後は、評価を行い、改善の方向性を探った。以上の経過は、既存のモデルとほぼ同じであり、既存モデルに準拠することで合意形成ができ、合理的配慮を適切に提供できることが示唆された。

### 1 問題と目的

「障害者の権利に関する条約」への批准を受け、我が国では、障害者に関する制度改正が進展している。「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下、障害者差別解消法と略す)が平成28年4月に施行となり、障害者に対する不当な差別的取扱の禁止や合理的配慮の提供が法的義務となった。学校においても、合理的配慮の提供が義務づけられた。

学校では、これまでも障害のある児童への合理的配慮については、個別の教育支援計画や個別指導計画などで規定し、提供してきている。しかし、障害者差別解消法が施行されて以降は、これまで以上に当事者側の意向に沿うことが求められていると受け止められる。この変化に適切に対応することがこれからの学校教育には求められると考える。合理的配慮の提供に当たって、阿部(2017)は、本人・保護者との「合意形成」が最も重要であることを指摘している。また、丹

治・野呂（2014）は本人の教育的ニーズを可能な限り尊重し、配慮内容を本人と関係者で十分に話し合い、双方における合意形成および共通理解を図った上で決定される必要がある、としている。学校における問題状況の一つとして、次のようなことがあると考える。日常生活とは異なる林間学校などの学年行事を実施するにあたって、適切な合理的配慮を提供するために、どのように保護者との合意形成を図っていくのか、また、どのように行事を計画・実施していけば良いかについては、学校判断に任されているのが現状である。それゆえに事例研究を通して、非日常的なイベント実施時における合理的配慮の提供について、その在り方について検討を積み重ねることが重要であると考えられる。

そこで、本研究では、小学校の特別支援学級在籍児童が学年行事（林間学校）に参加するに当たって行った合理的配慮に係る合意形成過程と合理的配慮の実践についてまとめ、その合意形成過程について既存のモデルと比較検討することを通して、合理的配慮提供時における合意形成のあり方について検討することを目的とする。

## 2 事例児童の概要

### (1) 児童A（以下、A児と略す）の実態

A児は、特別支援学級1組（以下、特学1）に在籍している。2歳半の時に、広汎性発達障害の疑いがあると診断され、就学にあたっての検査では、特別支援学校適との判断を受けたが、保護者の希望で特別支援学級に入級した。2年生の時に、療育手帳（B1）を取得した。28年度現在、4年生である。初めて会う人や行く場所への適応には難しさがあるが、自分の学級ではこやかに学習に取り組んでいる。身辺処理はほぼ自立できているが、衣服の前後の確認や、大便の処理などで支援が必要な場合がある。ひらがなが全て読め、文字カードで単語を構成することもできる。100までの数唱ができ、物の数も10程度なら数えることができる。

両親は共に、フルタイムの仕事をしており、A児は祖父と一緒に徒歩（20分程度）で通学している。休みの日は、父母と食事に出かけたり、公園に行き一緒に遊んだりしている。

協力学級では、体育、図工、音楽（一部）、理科（一部）、家庭科、外国語活動を学習している。その際は、担任、或いは介助員と一緒にいて学習支援に当たっている。

### (2) 児童B（以下、B児と略す）の実態

B児は、28年度現在、4年生であり、A児とともに特学1に在籍している。運動制限はないが、筋硬直性ジストロフィーがあり、疲れやすい。学習への意欲は高く、教師の話を聞いて、積極的に挙手をする。国語や算数は3年生段階の学習が何とかできる。基本的な生活習慣は、ほぼ自立している。社会性については、落ち着いて集団に参加することができる。また、困ったことがあると教師に援助を求めることができる。反面、一人では不安に思うことがある。

協力学級では、体育、図工、音楽、理科、家庭科、外国語活動、学活を学習している。その際は、担任、或いは介助員と一緒にいて学習支援に当たっている。

## 3 合理的配慮提供の実践

### (1) 保護者面談1（林間学校への参加希望確認）

4年時（28年度）の2学期時点で、次年度実施される5学年の学年行事である林間学校への参加希望の有無を保護者に確認した。それは、林間学校が山間の自然の中で、登山などの野外活動を中心として活動に取り組むもので、日常の学校生活とは大きくかけ離れていることに加え、2泊3日という宿泊学習であるので、保護者の意向を確認したうえで、事前準備や調整を進める必要があると考えたからであった。

保護者から希望を聴取した結果は、A・B児双方の保護者が、2泊3日の全日程の参加を希望することが確認できた。そこで、どのように参加できるようにするかなど、適切な合理的配慮ができるように準備を始めることとした。

#### <保護者の希望聴取>

A・B児…2泊3日の参加を希望、保護者の同行等はできないので、学校側で指導をしていただきたいということであった。

### (2) 市教育委員会への相談（28年度末1月）

林間学校にA・B児2名が参加することとなり、指導体制を整備するためには引率者の増員が必要である。そこで、通常の引率者とA・B児が在籍する特学

1の担任に加えて増員する引率者は障害児への理解が深く、適切な支援ができる特別支援学級2組（以下、特学2）の担任を引率者としていたいと考え、教育委員会に相談した。すると、表1のような指導・助言があった。

表1「教育委員会からの指導・助言内容」

- |   |   |
|---|---|
| ① | 増員申請はなくとも、大丈夫である。林間学校の実施計画に引率者を示せば良い。               |
| ② | 特学1・2の担任2名がともに引率者となると、特学に在籍している他の児童の指導体制に留意する必要がある。 |

教育委員会からの指導・助言に基づき、特学児童2名を含む計64名の児童を8名の教師で引率することとした。引率者の具体としては、管理職1名（校長と教頭が途中で交代）、教務主任1名、理科専科教諭1名、5年担任2名、特学1担任1名、特学2担任1名、養護教諭1名であった。

### (3) 校内委員会での検討（28年度1月）

A・B児が林間学校に参加をすることについて全校

表2「校内委員会での検討結果」

- |   |  |
|---|--|
| ① | A・B児が林間学校に参加するためには、特学1・2の担任2名による引率が必要である。  |
| ② | 全体計画だけでは難しさがある。A・B児が、どのような活動にどのように参加するかを個別に検討し、プログラムの個別化（個別プログラムの作成）が必要である。                              |
| ③ | 個別プログラムについては、特学担任2名（特学2担任は、特支コーディネーター兼務）と校長の計4名でプロジェクトチームを編成し、作成・検討する。                                   |
| ④ | 特学担任の2名が林間学校に行っている間、学校での学習をしている他の特学在籍児童への教育サービスが低下することが懸念される。そこで、当該の保護者には、事前に保護者に十分な説明を行い、理解を得ることが必要である。 |
| ⑤ | 合理的配慮の提供は学校側の義務ではあるが、保護者の協力が得られるように、保護者へ依頼することも必要である。  |
| ⑥ | 合理的配慮の提供を全校で理解できるように、職員研修を実施する必要がある。   |

で共通理解し、合理的配慮を具体化することについて検討するために、校内委員会で協議した。その結果は、表2の通りである。

### (4) 個別プログラム（案1）の作成（28年度2月）

校内委員会での検討結果を踏まえ、プロジェクトチームでA・B児のための個別プログラム（案1）を編成した。このプログラム編成にあたっては、表3のことに留意した。その結果、表4の通りのプログラムができた。

<その他>

○休憩等を協力学級児童の部屋で行い、一緒に遊ぶことも検討する。

○薬については、医師の指示書に従って保管・服薬確

表3「個別プログラム作成上の留意点」

- |   |  |
|---|--|
| ① | 安全第一とする。   |
| ② | 林間学校での2泊3日が本人にとって、貴重な体験・学習機会となり、本人が楽しめるようにする。                              |
| ③ | 特別支援学級の担任2名でマンツーマン体制をとるが、全体の運営上、A・B児への支援だけに専念できない場面もあるので、保護者の協力を可能な限り依頼する。 |

表4「個別プログラム（案1）」

主な活動	A児	B児
ハイキング （一部急斜面のある約5km）	個別のコースで実施	保護者と林間学校内で別活動
星空観察	保護者と参加	
野外炊飯 ・薪割り、飯ごう炊飯、カレー作り	近隣を散策	一部参加し、近隣を散策
ウォークラリー	参加	保護者と林間学校内で別活動
木工クラフト	参加	
スポーツ雪合戦 （荒天時）	担任と一緒に参加	疲れない程度に参加
館内での生活	2人用の居室で生活。この部屋のリネン係となり、自分たちで布団の上げ下ろし、シーツ類の準備片付けを行う。入浴・食事・洗面は担任が指導・支援。	

認は担任が行うが、服薬は本人が行う。

○体調等によっては、途中であっても帰宅することがあるので、保護者はいつでも迎えに来られるような態勢でいること。また、プログラムの一部でも良いので、現地での指導補助ができれば協力してほしい。

#### (5) 保護者面談2 (28年度2月)

個別プログラム(案1)を提示するとともに、保護者から要望や児童の実態等について聴取した。

＜保護者からの要望＞

A児保護者…可能な限り、協力学級児童と共に活動させて欲しい。保護者同行については、父親が可能かどうか勤務先との調整を行いたい。

B児保護者…疲れやすいので、無理はさせないで欲しい。特に、ウォークラリーは全てのコースを歩くのは無理があると思う。保護者の同行は難しい。

表5「聴取した実態」

事 項	A 児	B 児
宿泊体験	幼稚園で合宿に参加。家族旅行で宿泊している。	母の実家での宿泊体験がある。
入浴	一人でできるように頑張らせている。	ほぼ一人でできる。
興味関心 ・天文 ・工作	プラネタリウムは見られる。	昨年天文教室は楽しめた。
山登り	幼稚園の合宿で体験している。	疲れやすいので難しい。

※上記以外に、林間学校参加者全員を対象とした健康調査をA・B児保護者にも実施し、アレルギー、睡眠、服薬などについて実態把握を行った。

#### (6) 保護者面談3 (29年度5月・家庭訪問)

新年度となり、特学1・2の担任がともに新しい担任となった。そこで、家庭訪問の機会をとらえて、改めて林間学校への参加について保護者からの要望などを確認した。

ここでは、A児の保護者からは基本的には学校の案で進めてもらいたい、可能な限り色々な体験を他の児童と共有できるようにしてもらいたいこと、また、仕事との調整が可能な範囲で引率等の協力を行いたいことを確認した。

B児保護者からは、無理なく2泊3日の活動を体験

できることについて要望が出され、引率の協力は難しいということを確認した。

#### (7) 現地視察 (29年度6月)

個別プログラムを詳細に検討するために、現地視察を行った。5学年主任とともに、現地の担当者と全体計画に関する打ち合わせを行った。特学1担任は、活動場所を視察し、活動内容や方法について確認するなどして、A・B児の個別プログラム案を実施するために必要な情報を収集した。特に、ハイキング、ウォークラリーのコース、木工クラフトの内容等について確認した。

#### (8) プロジェクトチームによる個別プログラムの検討 (29年度6月)

現地査察の結果と、担任が新たに聴取した保護者からの要望などを踏まえ、プロジェクトチームで個別プログラムの修正案を作成するとともに、表6の項目について、詳細に検討した。

表6「個別プログラム検討項目」

- 
- ①個別プログラム案1からの変更点と変更理由
  - ②保護者の要望に答えているか。
  - ③本人にとって負担過重でないか。
  - ④本人にとって学習機会となるか。
  - ⑤引率者の負担過重とならないか。
  - ⑥安全であるか。
  - ⑦保護者の協力はどうか。
- 

その結果、担任による児童の実態把握状況が変わったので、A児については野外炊飯において調理活動をより多く体験できるようにすることとなった。また、保護者には再度、星空観察での同行を依頼することとした。B児については、特学1・2担任が連携して個別に支援することで活動への支障はないと判断し、保護者への同行依頼はしないこととした。

#### (9) 林間学校引率者による個別プログラム検討

林間学校引率者の役割分担や日程の確認を行う中で、A・B児の参加方法について、個別プログラム最終案の検討・協議を引率者全員で行った。特に、林間学校の全体計画と個別プログラムとの調整を行った。具体的には、表7の2項目について、確認し、調整した。

表7 「引率者による最終確認事項」

- ① 特学担任2名が全体計画において担う役割を果たしながら、個別プログラムを実施できるかどうか。
- ② 個別プログラムを実施するにあたって必要となる林間学校担当者への連絡事項(B児が木工クラフトを行う場所や資材、指導者など)

(10) 個別プログラム（最終案）の保護者への提示

林間学校引率者打ち合わせで調整された個別プログラム最終案(表8)を保護者に提示し、了承してもらった。A児保護者は、星空観察での同行について何とか調整してみるとのことであった。

(11) 林間学校の実施

A・B児ともに、初めての場所で初めての体験に臨むということで当日の朝から緊張しているようであった。

1日目は、あいにくの雨で予定していたハイキングは延期となり、体育館でスポーツ雪合戦を行った。

居室が、担任とA・B児だけの割当てであり、リラックスできたようであった。夜の星空観察にA児の父が応援にかけつける予定であったが、仕事の調整ができなくなり同行することができなくなってしまった。しかし、これまでのA児の様子を見ると、担任の指示をよく聞いて、落ち着いて活動することができていたので、担任が個別に対応することができると判断し、引率責任者の教頭や5学年主任と協議して、特学1担任と一緒に星空観察に参加することとした。A児は、立体映像を見たり、天文台職員の解説を聞いたりすることができた。

2日目は、天候が回復し、スケジュール通り、野外炊飯、ウォークラリー、キャンプファイヤーを実施した。野外炊飯では、A・B児ともに、できあがったカレーライス

を協力学級児童と並んで美味しく食べていた。A児は、ウォークラリーでは協力学級児童とは別行動で特学2



ウォークラリーでのA児 カレーを作るB児

担任とともに活動し、途中の牧場にいた馬や山羊に触れたりキャンプ場のアスレックスで遊んだりした。B児は、その間、館内で特学1担任、林間学校指導員と押し花のしおり作りに取り組んだ。

A児の父は、星空観察では引率できなかったが、キャンプファイ



キャンプファイヤーでのA・B児

ヤー実施中に現地につけ、A児の活動状況を見守ることができた。A児は、父親が来たことにすぐに気づき、「恥ずかしい」と言い、父親に近づくことはなかった。しかし、ちらちらと見ていた。

3日目も、天候に恵まれ、1日目に実施のできなかったハイキングを実施した。A児は、最初の1kmほどを協力学級児童とともに歩き、その後、簡略コースを特学2担任と歩くという計画で参加した。簡略コースは、2日目のウォークラリーと同じだったので、「お馬見る」と言って、牧場の方へ行き、馬を眺めたり、馬に話しかけたりして楽しんだ。B児は館内で木工クラフトに取り組んだ。完成した作品を、ハイキングから帰ってきた教員や協力学級児童に誇らしげに見せていた。

3日間を通して、A・B児ともに、落ち着いて行動することができた。その結果、計画したプログラムよりも活動性の高いレベルで活動することができた。

個別プログラムの最終案と実施状況は表8のとおりであった。

表8 「個別プログラム最終案と実施状況」  
(⇒が実施状況)

活動	A児	B児
ハイキング <small>雨天のため、3日目に距離を短縮して実施</small>	1 km ほど歩いたら特学2担任と一緒に近道を通り、昼食場所へ移動し、アスレックで遊ぶ。その後、特学2担任と昼食。 ⇒計画通り	特学1担任と館内で、木工クラフトをしてから昼食場所へ徒歩移動し、アスレックで遊んだり、昼食をとったりする。 ⇒計画通り
星空観察	特学1担任、保護者と一緒に参加 ⇒特学1担任と参加	特学2担任とともに、班に加わり、参加 ⇒計画通り

飯ごう炊飯	特学1担任とカレー係として参加。様子を見て近隣を散策。 ⇒野菜を切る、食器の準備などに取り組み、終始活動場所にいられた。	特学2担任とカレー係として参加。できる活動に取り組む。 ⇒計画通り
ワークラ	特学2担任と途中まで参加。様子を見て、アスレチックで遊ぶ。 ⇒計画通り。	特学1担任と館内で押し花のしおり作り ⇒計画通り
キャンプファイヤー	協力学級児童の後方で特学1・2担任と参加 ⇒特学1・2担任と協力学級児童の隣で参加。父親がかけつけ、A児の様子を見守った。A児は、ちらちらと父親を見ていた。	協力学級児童の後方で特学1・2担任と参加 ⇒特学1・2担任や協力学級児童とともに活動
木工クラブ	様子を見て参加 ⇒特学1担任と一緒に取り組む。	特学2担任と一緒に参加 ⇒計画通り。
スポーツ雪合戦	特学1担任と一緒に参加 ⇒ヘルメットを被れず、参加せず。特学1担任とボールで遊んだ。	疲れない程度に特学2担任や協力学級児童とともに参加 ⇒特学2担任とともに、協力学級の班のメンバーに加わって、楽しく活動した。

## (12) 個別プログラムの評価

校内では、個別プログラムについて、表9のように評価した。

保護者へは、林間学校での様子を報告し、感想をもらった。A・B児保護者ともに2泊3日できたことを喜んでいて、A児の保護者は、キャンプファイヤーでの様子を実際に見て、「協力学級児童と活動を共有するのは難しいことが分かった。中学校進学時は、特別支援学校も検討したい」と言っていた。

A・B児保護者ともに、個別プログラムの詳細についての意見は出されなかった。

これらのことから、A・B児が林間学校に参加するに当たって作成した個別プログラムは概ね合理的なものであったと考えられた。そこで、改善の方向性として、6年時にある修学旅行においては、表10のように

することとした。

表9「個別プログラムの評価結果」

- ① A・B児が2泊3日のプログラムを全て実施できたことは大きな成果である。
- ② A児については、プログラムで想定した以上に活動に参加することができた。これは、引率者がその場で「できる」と判断した結果である。
- ③ A・B児が林間学校に参加できるようにするために、特別支援学級担任2名を引率者とした。このことで、林間学校における支援体制は充実した。しかし、校内に残った児童への支援は協力学級担任を中心に行うこととなり、学校全体を考えると、負担は大きくなった。

表10「改善の方向性」

- ① 修学旅行は、小学校生活における大きな行事であるので、林間学校同様に、特別支援学級担任2名を引率者として、A・B児に適切な支援が行えるようにする。
- ② 個別プログラムでは安全に留意するが、その場の判断で「できる」状況があれば、計画を柔軟に変更できるようにする。そのことをプログラムに明示する。
- ③ 学校に残っている特別支援学級児童の学習活動の充実や学校全体の負担軽減については、配慮していく。
- ④ 保護者の参加協力は、林間学校以上に難しさが予想されるが、協力依頼はする。

## 4 本事例のまとめ

表8にあるように、個別プログラムで予定していた内容を超えるレベルでの活動を実現することができた。したがって、以下のようにまとめた。

(1) 児童が安全に2泊3日の活動をやり遂げることができたことは、個別にプログラムを編成し合理的配慮が提供できたからであると考えられる。

(2) できあがったカレーライスを美味しく食べて、作り上げた木工クラフト作品を友だちや引率教員に誇らしげに見せたりするなど、活動を楽しむ様子

が見られた。児童が自分の力を発揮できるように活動内容や支援の方法を適切に計画・実施することができたからであると考えられる。

(3) 想定されたレベル以上の活動状況が見られたのは、マンツーマンによる支援体制、そして支援者がともに特別支援に関する実績がある教師であったことによつて、A・B児の能力を引き出すことができたからであると考えられる。

(4) 一方、想定以上の活動が実現したことは、本人の実態を教師側が低く評価していたということも考えられる。保護者からの聞き取りをより一層丁寧に行うなど、児童の実態把握をより正確に行う必要がある。

(5) 保護者が同行するという協力は得られなかったが、A児の父親にキャンプファイヤー実施中におけるA児の様子を見てもらうことはできた。合理的配慮を提供している実際を直接観察してもらうことができ、保護者は、学校側の配慮に感謝するとともに、「A児の実態をより深く理解できて良かった」と感想を漏らしていた。したがって、合理的配慮提供の実際を保護者に見てもらうことは有益であると考えられる。

(6) 林間学校という非日常的なイベント開催時での合理的配慮の提供については、準備期間を確保することは重要である。

(7) A・B児への合理的配慮を優先した結果、特学に在籍している他の学年児童3名は、介助員とともに、協力学級で学習することとなった。優先順位の検討を経た結果ではあるが、学校側の負担過重となっていないか検討する必要がある。

(8) 合理的な配慮を具体化するために、個別プログラムを作成した。作成に当たっては、まず、校内委員会で作成上の留意点を協議した。具体的な作業については、プロジェクトチームに一任した。このことで、プログラム作成・検討はスムーズになったと考える。

(9) 個別プログラム作成のためのプロジェクトチームには、校長がメンバーとして加わった。このことで、メンバーは、自信を持って作業を進めることができたと考えられる。

(10) 市教育委員会への相談を早めに行ったために、引率者の増員の可否が確認でき、計画の具体化をためらわずに実施することができた。

(11) 合理的配慮提供の義務化に関する教職員の理解については、校内で研修する機会を設けることで深

まった。しかし、保護者にどこまで協力依頼するかについては、理解に差が見られた。その差を解消し、合理的な配慮を適切に提供できるように、更なる研修が必要である。

## 5 考察

丹野(2014)が示した、合理的配慮の協議と過程におけるモデルと、今回の事例とを比較すると、図1及び図2のようである。

丹野(2014)の合理的配慮の協議と過程におけるモデルの各項目に丸数字をつけ、本事例においてその項目と同等の内容と考えられる項目に同じ数字をつけ

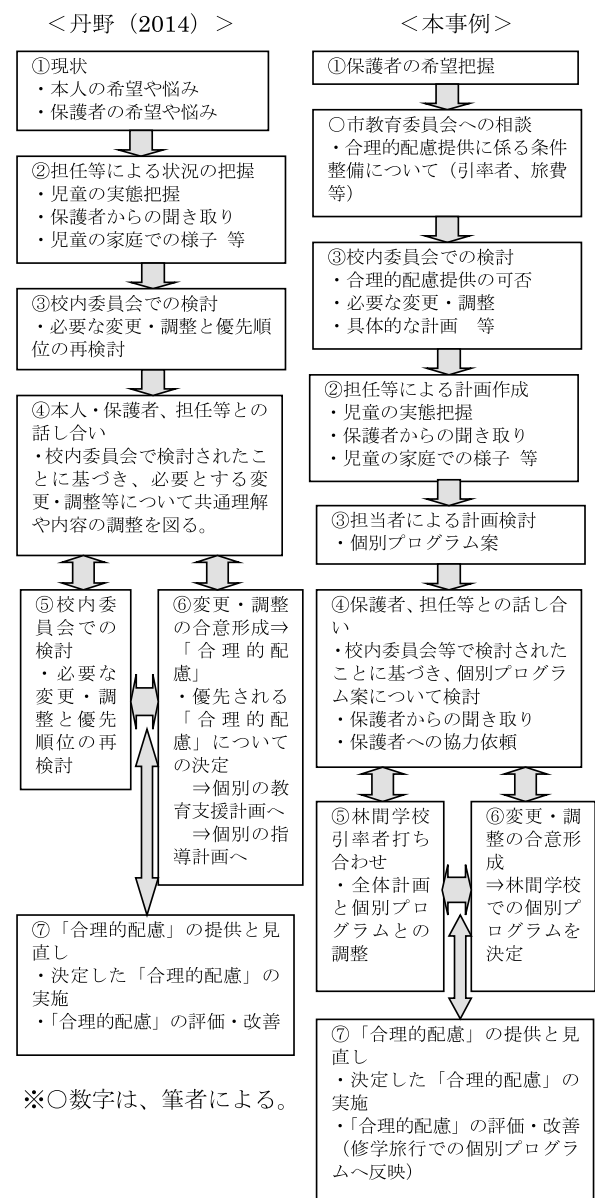
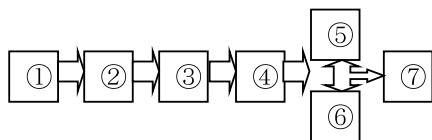


図1 「合理的配慮の過程」

た。その○数字で両者を比較すると、図2のようになる。

<丹野(2014)の合理的配慮の協議と過程におけるモデル>



<本事例>

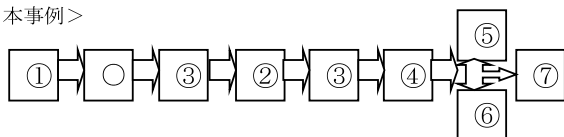


図2 「合意形成過程の比較」

合意形成過程を比較してみると、本事例では、①の「現状」に引き続き、○「市教委への相談」が行われ、③の「校内委員会での検討」が②「担任等による状況の把握」に先行して実施されている。他は、丹野(2014)の合理的配慮の協議と過程におけるモデルと同等の経過をたどっている。市教委への相談が早い段階に行われたのは、引率者の増員が実現しないと、次の準備・調整には進めないと判断したからである。また、②に先行して、③が行われたのは、保護者からの聞き取り等を行う前に、A・B児が林間学校に参加すること自体が可能なかどうか検討する必要があるからである。

したがって、本事例において丹野(2014)の合理的

配慮の協議と過程におけるモデルとの差異は、林間学校という特別なイベントであったからであり、基本的には丹野(2014)の合理的配慮の協議と過程におけるモデルと同じような経過によるものであると考えられる。すなわち、既存のモデルに準拠することで合意形成はでき、合理的配慮を適切に提供できると考えられる。

本事例は年度をまたいでの合意形成を図った実践であるとともに、年度末人事で特別支援学級担任の2名がとも異動し、実態把握や保護者との信頼関係の構築など合意形成において重要な要素が変動した事例と言える。そのため、丹野(2014)の合理的配慮の協議と過程におけるモデルで示すものより一層丁寧さが求められた事例であったと考える。既存のモデルを参照し、当該の事例の特殊性を検討することで適切な合意形成は実現できると考える。

#### 参考・引用文献

- 1 阿部敬信：特別支援学校及び特別支援学級における「合理的配慮」とは何か。別府大学短期大学部紀要 第36号, 11-20, 2017.
- 2 丹治敬之・野呂文之：我が国の発達障害学生支援における支援方法および支援体制に関する現状と課題。障害科学研究, 38, 147-161, 2014.
- 3 丹野哲也：「合理的配慮」の協議と過程。文部科学省「初等教育資料」No.909, P.76-79, 2014.
- 4 前橋市教育委員会：前橋市立学校における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領, 2017.

(くらはやし ただし・しもだ ひろのぶ・たんの てつや)